

令和6年度介護報酬改定に伴う主な変更点

1 全サービス共通

(1)管理者の責務及び兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(2)書面掲示規制の見直し

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。

※ウェブサイトとは法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。令和7年度から義務

(3)身体的拘束等の適正化の推進

ア 訪問系サービス・通所系サービス・居宅介護支援・介護予防支援

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

イ 小規模多機能型居宅介護

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

※上記の措置が講じられていない場合、基本報酬が減算となる。

身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

2 介護予防支援

(1) 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下のとおり運営基準の見直しを行う。

ア 居宅介護支援事業者が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とする。

イ 管理者を主任介護支援専門員とともに、管理者が他の事業者の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る）には兼務を可能とする。

3 居宅介護支援

(1) 介護支援専門員 1人当たりの担当件数

ア 要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。

イ 指定居宅介護支援事業者がケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(2) 公正中立性の確保のための取組の見直し

事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。

ア 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合

イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

(3) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

ア 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内

イ 隣接する敷地内の建物

ウ 指定居宅介護支援事業所と同一の建物

エ 当該居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物

※上記に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は減算となります。

4 介護予防支援・居宅介護支援

(1)他のサービス事業所との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。

ア 利用者の同意を得ること

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

ⅰ 利用者の状態が安定していること

ⅱ 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）

ⅲ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

5 小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

※令和9年3月までは努力義務

6 小規模多機能型居宅介護

(1)管理者の配置基準の見直し

小規模多機能型居宅介護における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととする。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1)協力医療機関との連携体制の構築

介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- ア 以下の要件を満たす協力医療機関【(ウ)については病院に限る。】を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
- (ア)入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (イ)診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (ウ)入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、**当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこと**とする。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

8 認知症対応型共同生活介護

(1)協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
- (ア)利用者の病状の急変が生じた場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (イ)診察の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、**当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこと**とする。
- ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に病状が軽快し、退院が可能となった場合においては速やかに再入居させることができるように努めることとする。

9 認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1)新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。

また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で新感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。